

上板町重度身体障害者住宅改修費給付事業実施要綱

(目的)

第 1 条 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、上板町とする。

(給付対象者)

第 3 条 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者であって障害程度等級 3 級以上の者。(ただし、特殊便器への取り替えについては上肢障害 2 級以上の者。)

(住宅改修費の範囲)

第 4 条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り替え
- (5) 洋式便器等への便器の取り替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第 5 条 当該住宅改修が給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状況、住宅の状況等を勘案して町が必要と認める場合に給付するものとする。

(給付の限度)

第 6 条 住宅改修費の給付は原則として 1 世帯 1 回とする。なお、限度額については 20 万円とする。

(実施上の留意事項)

第 7 条 町は、事業実施に際して給付の対象となる身体障害者に対して、事業内容を十分周知し、事業が円滑に実施されるよう努めること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。